

# 十管区水路通報

## 第 12 号

(令和6年3月15日～令和6年3月21日 掲載分)

- [第 121項 九州西岸 - 甌島列島西北西方 爆撃訓練](#)
- [第 122項 九州西岸 - 甌島列島西北西方 射撃訓練](#)
- [第 123項 九州東岸 - 都井岬東方 射爆撃訓練](#)
- [第 124項 南西諸島 - 沖繩島北西方 射撃訓練](#)
- [第 125項 南西諸島 - 沖繩島東方 射撃訓練](#)
- [第 126項 南西諸島 - 奄美大島 灯台復旧](#)

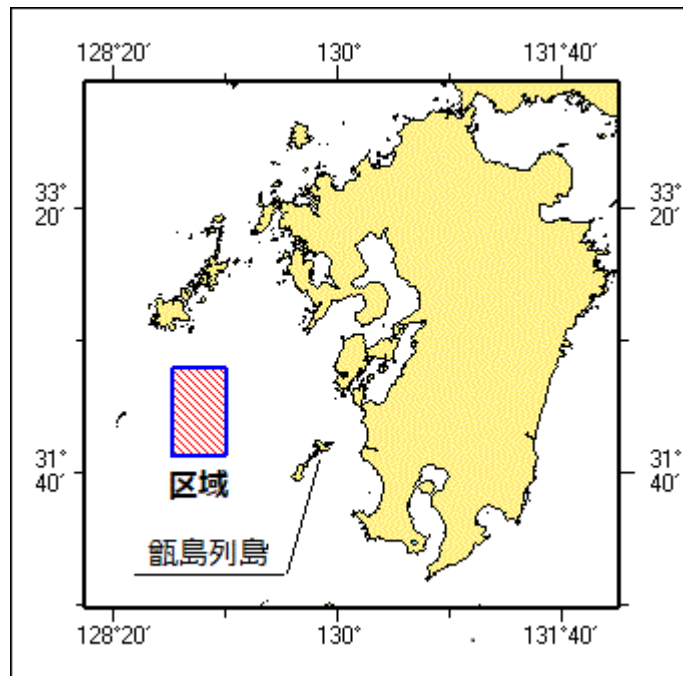
### ★6年121項 九州西岸 - 甌島列島西北西方 爆撃訓練

フォックストロット区域において、自衛隊航空機による空対水爆撃訓練が実施される。

期間 令和6年4月1日～30日（土曜日、日曜日、祝日を除く）、0800～1700

区域 4地点により囲まれる区域  
(1) 32-20-12N 128-45-52E  
(2) 32-20-12N 129-09-52E  
(3) 31-47-12N 129-09-52E  
(4) 31-47-12N 128-45-52E

海 図 W 2 1 3 - J P 2 1 3 - W 1 8 7 - J P 1 8 7 - W 1 8 0 - W 4 3 7  
出 所 防衛省防衛政策局



### ★6年122項 九州西岸 - 甌島列島西北西方 射撃訓練

フォックストロット区域において、自衛艦による水上射撃及び対空射撃が実施される。

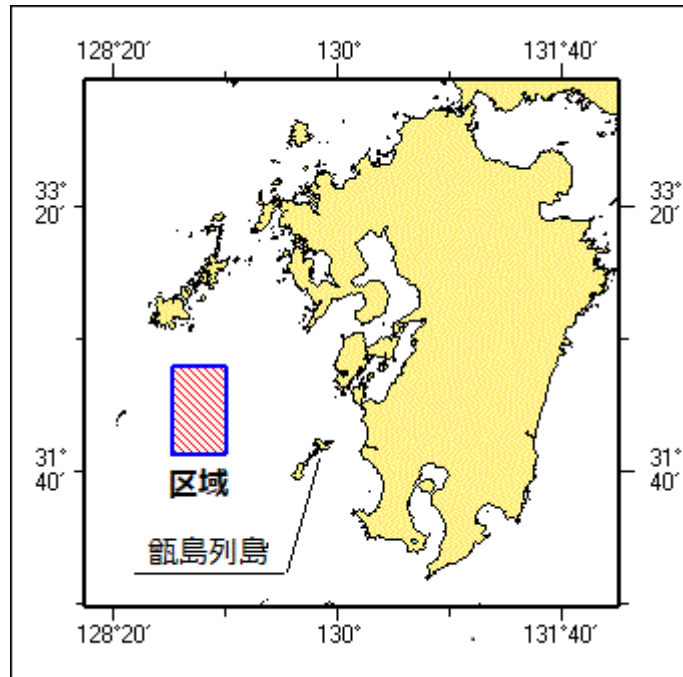
期間 令和6年4月5日、6日、0800～1700

区域 4地点により囲まれる区域  
(1) 32-20-12N 128-45-52E

- (2) 32-20-12N 129-09-52E
- (3) 31-47-12N 129-09-52E
- (4) 31-47-12N 128-45-52E

備考  
海出 図所

訓練実施中、実施艦に「B」旗が掲揚される  
W 2 1 3 - J P 2 1 3 - W 1 8 7 - J P 1 8 7 - W 1 8 0 - W 4 3 7  
防衛省海上幕僚監部



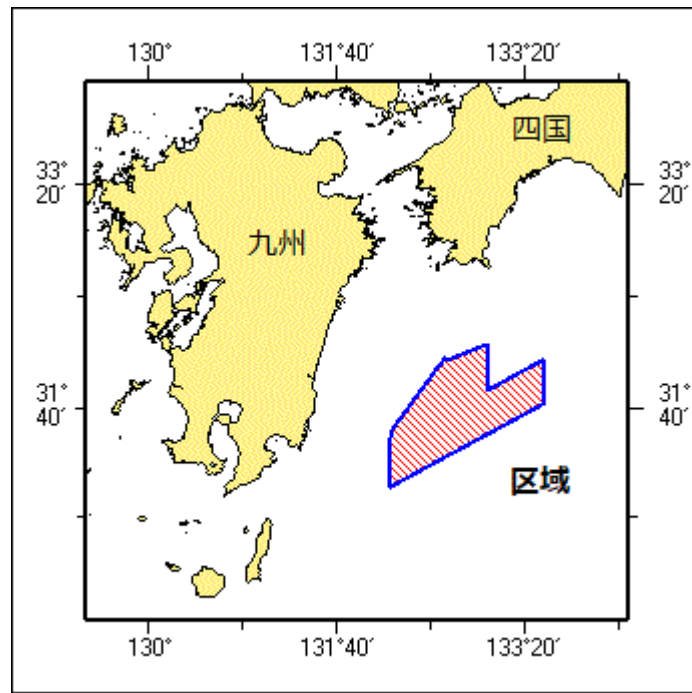
★ 6年123項 九州東岸 - 都井岬東方 射爆撃訓練

自衛隊航空機による空対空射撃及び空対水爆撃訓練が実施される。  
期間 令和6年4月1日～30日（土曜日、日曜日、祝日を除く）、0800～1700  
区域 10地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-30-43N 132-09-21E
- (8) 32-00-13N 132-34-51E
- (9) 32-03-13N 132-37-51E
- (10) 32-01-43N 132-37-51E

海出 図所

W 1 2 2 0 - J P 1 2 2 0 - W 1 5 7  
防衛省防衛政策局



★6年124項 南西諸島 - 沖縄島北西方 射撃訓練

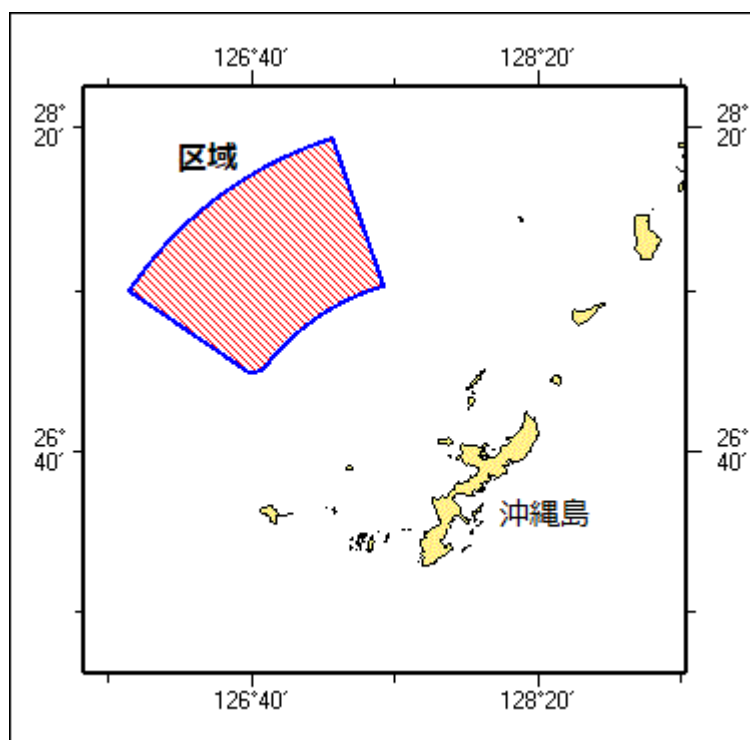
沖縄北部訓練区域において、自衛隊航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期間 令和6年4月1日～30日（土曜日、日曜日、祝日を除く）、0700～1800

区域 5地点により囲まれる区域  
 (1) 27-05-26N 126-42-59E  
 (2) 27-04-45N 126-39-05E  
 (3) 27-30-14N 125-56-53E  
 (4) 28-17-14N 127-07-53E  
 (5) 27-32-02N 127-25-35E

ただし、(3)(4)間は 26-22-14N 127-47-53E の地点を中心とする半径120海里の円弧、  
 (5)(1)間は同地点を中心とする半径72海里の円弧で結ぶ

海図所 W182B-W210-FW210  
 防衛省防衛政策局



## ★6年125項 南西諸島 - 沖縄島東方 射撃訓練

ホテル・ホテル区域において、自衛艦による水上射撃及び対空射撃が実施される。

期 間 令和6年3月31日、4月2日、5日（予備日6日、7日）、0800～1800

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 26-23-14N 128-19-53E

(2) 27-06-14N 129-09-52E

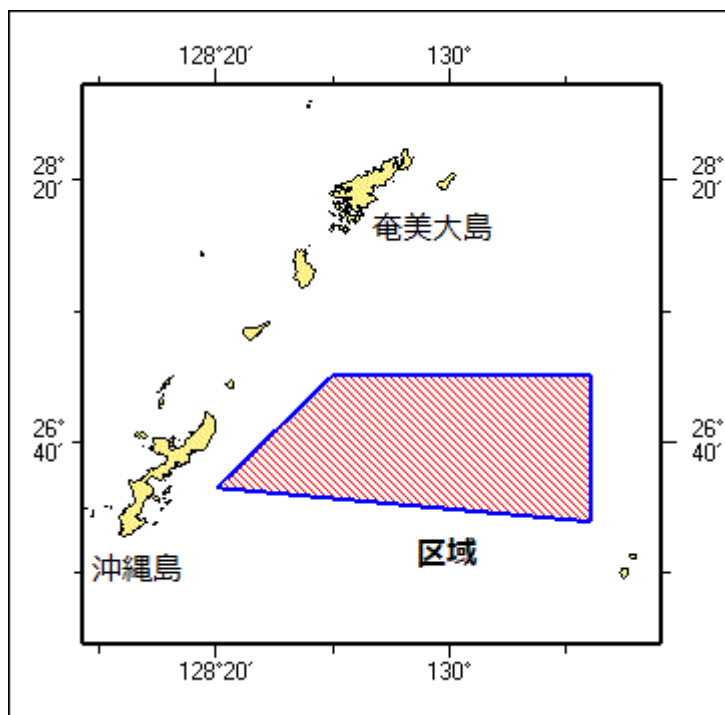
(3) 27-06-14N 130-59-52E

(4) 26-10-15N 130-59-52E

備 考 訓練実施中、実施艦に「B」旗が掲揚される

海 図 W226-JP226-W182B-W1203

出 所 防衛省防衛政策局



## ★6年126項 南西諸島 - 奄美大島 灯台復旧

(十管区水路通報6年11号120項削除)

「曾津高埼灯台」(灯台表第1巻、6950、M4780)(28-15.3N 129-08.2E)は復旧した。

海 図 W246-W225-W182A-W182B-W437

出 所 奄美海上保安部

## ★お知らせ

## 電子海図等の利用実態に関する アンケートご協力をお願い

現在、世界の船舶では海のDX（デジタル・トランスフォーメーション）が進む中、海上保安庁においても次世代の電子海図の刊行準備などを進めています。

準備の一環として、皆様の電子海図や紙海図、アプリケーション等の利用状況を把握するため、電子海図等の利用実態オンライン調査を実施いたします。

つきましては、以下のQRコードよりアンケートにアクセスいただき、調査のご協力をお願いします。所要時間は**5分程度**です。

**アンケート実施期間：2024年2月20日～3月31日**



©JCGF

ご協力よろしくお願いします!  
アンケートはこちらから



URL: <https://forms.office.com/r/nb1UKzxeZC>

※アンケートの回答は、特定の個人が識別できる情報として公表されることはありません。

<問い合わせ先>

海上保安庁海洋情報部情報利用推進課

電話番号：03-3595-3614

第十管区海上保安本部海洋情報部監理課

電話番号：099-250-9800(代)

(内線：2510)

**JAPAN COAST GUARD**

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です